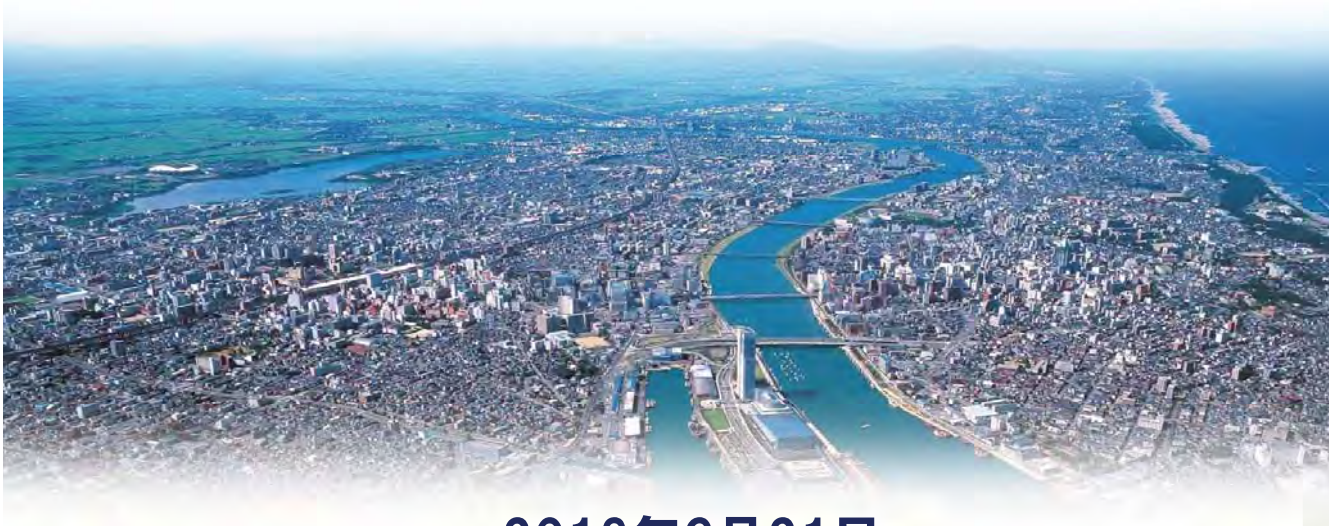




就労支援と生活支援の 一体的実施の拡大に向けて



2013年6月21日
新潟市長 篠田 昭

新潟州構想の成果

■ 構想の推進

形ありきの議論ではなく具体的な課題解決を優先
まずは新潟県と新潟市の課題解決に取り組む

- 「新潟州構想検討連絡調整会議」から「新潟州構想検討**推進会議**」へ
- 「感染症対策」、「食の安全・安心」、「ハローワーク」に**一定の成果**

公営住宅

感染症対策

食の安全・安心

文化施設

特別高度救助隊

ハローワーク

■ ワークポート新潟の開設(平成25年1月15日)

- 新潟市・新潟県とハローワークが協力して、就労支援と生活支援をワンストップで行うワークポート新潟を東区役所内に開設

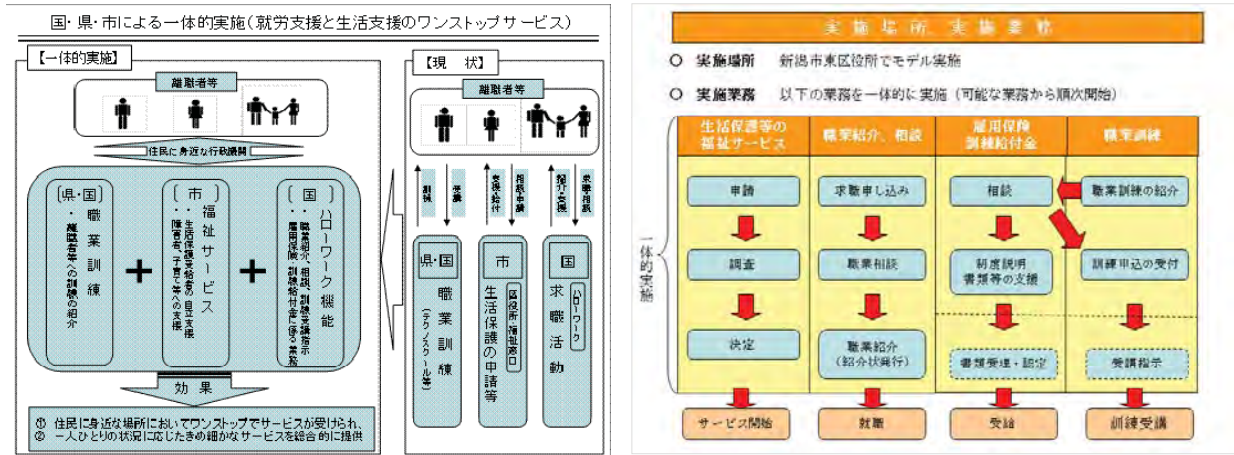
- ハローワークの相談員による職業相談・紹介
- 求人検索機(3台設置)による求人情報の提供
- ハローワーク・県の相談員による職業訓練の情報提供
- 市で行う福祉サービス等と一体となった就労支援



開設の経緯

アクション・プランに基づくハローワークの共同提案

■ 新潟県と新潟市が共同で提案(3次募集:平成24年5月30日 国受諾)



■ 国・県・市による運営協議会設置:平成24年10月23日

2

開所:平成25年1月15日(火)

■ 開設場所:東区役所内

■ 業務時間:9時から17時30分まで(年末年始及び土休日を除く)

業務体制

- 国:職業相談員1名、就職支援ナビゲーター2名(非常勤職員)
 - 生活困窮者等への就労支援
 - 職業相談及び職業紹介
 - 公的職業訓練に関する情報提供
- 県:職業訓練相談員1名(週2日)(非常勤職員)
 - 公共職業訓練に関する情報提供
- 市:東区役所職員
 - 生活困窮者等への福祉サービスの提供



東区役所

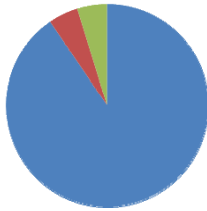
ハローワークシステム

- 職業紹介端末(相談職員利用) 3台
- 求人情報提供端末(来訪者利用) 3台

実績

区分	1月	2月	3月	年度計
利用者数	405人	718人	787人	1,910人
うち生活保護受給者等職業相談者数	133人	222人	227人	582人
就職決定者数	1人	7人	8人	16人
うち生活保護受給者等の就職者数	1人	4人	6人	11人

【利用者アンケート結果：ワークポートができてよかったと思いますか】



- **そう思う**
- **まあそう思う**
- **どちらとも思わない**
- **あまりそう思わない**
- **そう思わない**

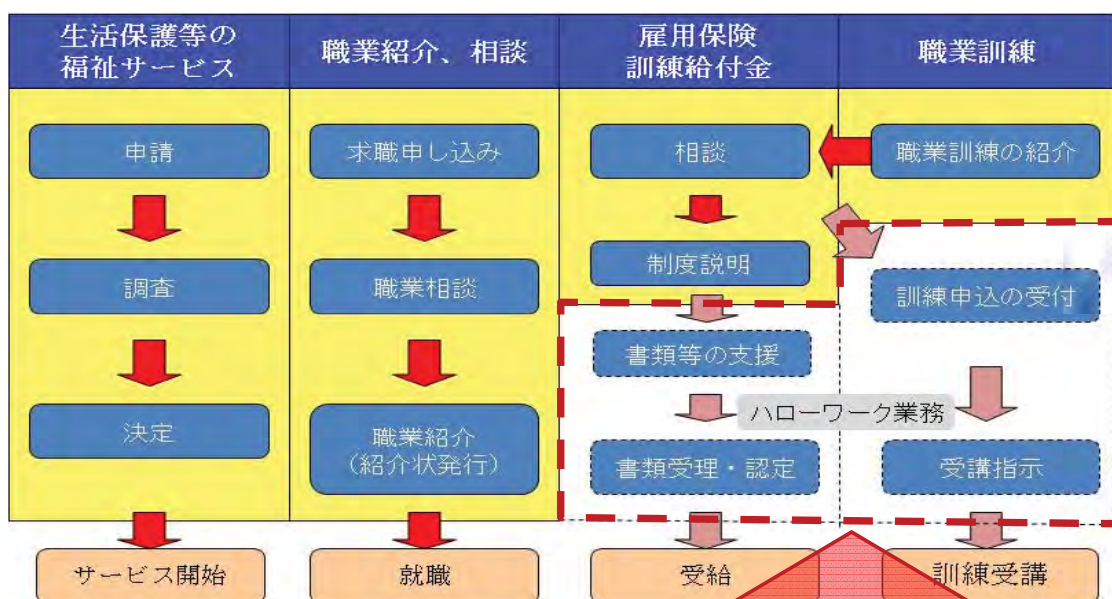
- ・東区役所に入って、とても利用しやすくて良かった
- ・自宅から近く、大変良かった

【参考】東区での「福祉から就労」支援対象者数

区分	1月	2月	3月	年度計
ワークポート	7人	5人	5人	17人
しごと館	2人			2人
ハローワーク新潟	1人	2人		3人

4

課題 → 不完全な一体的実施



紹介・相談から受講・受給まで完全に結びついていない

- ・失業手当などの各種給付
- ・職業訓練の受講

ハローワーク求人情報の共有による可能性

求人情報の共有

基礎自治体が実施する福祉サービスと一体となった就労支援が実現可能に

- ◆障がい者就業支援センター事業の強化
- ◆ひとり親家庭の母等への就労支援の強化

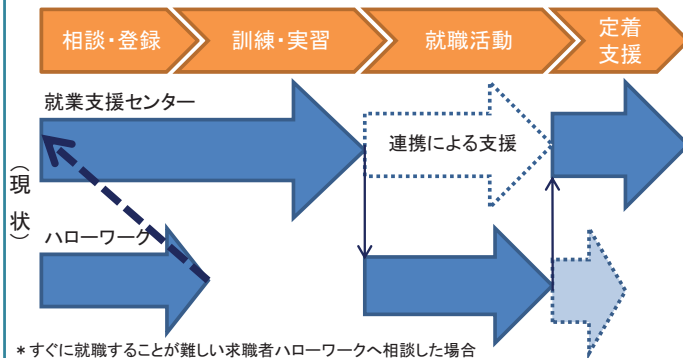
- ◆ハローワーク窓口機能の全区役所展開
- ◆国と自治体の重複事務の解消による行政効率化・行政サービス水準の向上

総合的な生活支援の実現へ

6

事例1：障がい者就業支援センター事業の強化

障がい者就業支援



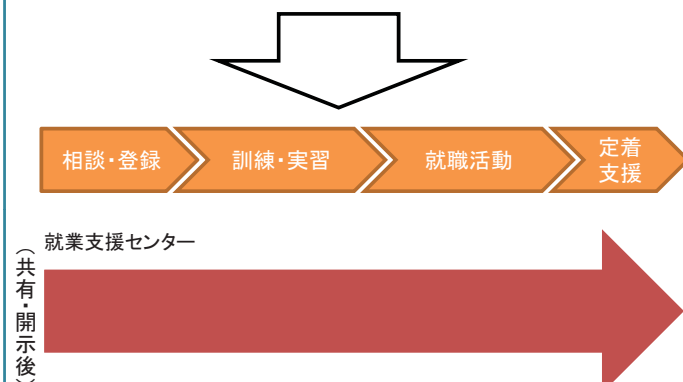
- ◆就業支援センターでは十分な無料職業紹介ができない
- ◆ハローワークでは生活相談支援を行うことができない

ハローワークが有する求人情報の共有・開示等によるワンストップ化

<効果> 利便性向上, 業務効率化, 伴走型支援推進, 情報一元化

早期の就職, 離職率低下

雇用率向上



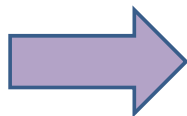
<さらなる強化のために>
・トライアル雇用制度や特定求職者雇用開発助成金事業等の権限移譲
・無料職業紹介事業の業務委託化

事例2:ひとり親家庭の母等への就労支援の強化

(現状)

新潟市

- ★自立支援プログラム策定
- ★就労相談



連携

ハローワーク

- ★職業紹介・求職申込
- ★公共職業訓練等の受講手続き
- ★雇用保険訓練給付金の手続き

～ハローワークが有する求人情報の共有・開示等により～

(共有・開示後)

相談から就職まで ほぼ全ての就労支援がワンストップ化

就職活動の時間がないひとり親家庭の母等が、市での様々な相談や手続きに合わせ、職業の紹介や求職の申し込みをすることが可能となる

ひとり親家庭の母等の就職率の向上

さらなるワンストップ化には…

- 公共職業訓練等受講手続き
- 雇用保険訓練給付金の手続き などの権限移譲が必要

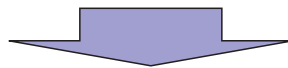
無料職業紹介に関する事務・権限の見直し等 に対する連合の考え方について

2013年6月21日

日本労働組合総連合会(連合)

国が責任を持って全国一体運営の下でハローワークを運営すべきである

- ・雇用保障や労働者保護については、憲法27条の勤労権に基づき、国が責任を負うべきである。
- ・雇用保険制度は保険集団を大きくしてリスク分散をはかる必要から、国が一元的に運営すべきである。
- ・失業等給付の濫給を防止し、雇用保険制度の健全性を保つためには、保険者たる国が失業認定と職業紹介を一体的に行うことが必要である。
(先進諸国では当然に国が職業紹介・雇用保険・企業指導を一体的に行っている)
- ・雇用調整助成金や失業時給付の延長など、雇用情勢の急変に即応できる機動的な政策を打つためには、業務執行のタイムリーかつ円滑な実施が可能な、国による一元的な組織体制が不可欠である。
- ・ハローワークを地方移管した場合、広域的な雇用移動を担保する全国的ネットワークでの職業紹介機能が損なわれる可能性が高く、就労支援の取り組みに地域間格差が生じかねない。
- ・「職業安定組織は、国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関の全国的体系で構成される」とのILO第88号条約に抵触するようなハローワークの地方移管はすべきでない。
- ・地方財政がひっ迫する中、労政事務所の数が減少するなど、地方自治体における労政行政が大きく後退・衰退しており、ハローワークを地方移管した場合、同様の事態が生じる懸念がある。



利用者の利便性向上の観点から、国と地方自治体の協同連携による、就労支援・生活支援を含めた一体的運営(ワンストップサービス)と地域の労使参画による活動展開こそが推進されるべきである。

大切なのは利用者の利益であって、権限移譲そのものではない

労働政策審議会の審議・意見を最大限に尊重すべきである

- ・労使は雇用保険料の支払者であり、雇用保険制度の当事者である。
- ・ILOの三者構成原則に基づき、労使代表と公益代表で構成される労働政策審議会の審議・意見は最大限に尊重されるべきである。
- ・労働政策審議会の意見を無視することは、ILO第88号条約違反となる可能性が高い。

(2010年4月1日 労働政策審議会意見書「出先機関改革に関する意見」より抜粋)

ハローワークの業務は、以下のような理由から、都道府県に移管することは適当でなく、国が責任をもって直接実施する必要があり、これは先進諸国における国際標準である。

- ① 都道府県域を超えた労働者の就職への対応や、都道府県域に限定されない企業の人材確保ニーズへの対応を効果的・効率的に実施する必要があること。
- ② 雇用状況の悪化や大型倒産に対し、迅速・機動的な対応を行い、離職者の再就職を進め、失業率の急激な悪化を防ぐ必要があること。
- ③ 雇用保険については、雇用失業情勢が時期や地域等により大きく異なるため、保険集団を可能な限り大きくしてリスク分散を図らないと、保険制度として成り立たないこと。
- ④ 地方移管は我が国の批准するILO第88号条約に明白に違反すること。

一体的実施、ハローワーク特区について

- ・基礎自治体における生活困窮者の生活保護受給等の相談窓口と職業相談・就労支援窓口が近接することで、利用者目線に立った、福祉から就労までの一貫した支援が実現できている。
- ・基礎自治体以外の自治体(都道府県)やハローワーク特区においては、雇用対策・就労支援のシナジー効果が発揮されるような取り組みが必要である。
- ・運営協議会に労使の代表が参画することで、労働者、使用者それぞれの視点を踏まえたより効果的・効率的な運営と利用者の利便性向上が期待できる。